

## 平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年10月5日（金） 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 11名

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員  | 2. 古川 和昭 委員  | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員  | 5. 山田 芳裕 委員  | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員  | 8. 石井 栄一 委員  | 9. 時田 将 委員  |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 |             |

農地利用最適化推進委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

3 事務局出席者

- 事務局 長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮

4 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について         | 3件 |
| 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について         | 2件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について         | 8件 |
| 報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について        | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

2番、古川和昭委員

3番、石原和弘委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。  
今回の現地調査班は2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長 議長

葛山 議長 5番、山田芳裕班長

山田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。

9月28日午後1時30分に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の合計5件でしたが、相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、申請人より10月1日付けで取消願が提出され、本日取消願を確認いたしました。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積976平方メートルです。

転用計画は、賃借による駐車場拡張用地です。

申請理由は、譲受人が新設した小児リハビリ施設運営に伴い、患者及び職員の前想外の増加により、駐車場が不足している中で、病院等から近く、また、既存の駐車場に隣接している利便性の高さから、申請地に35台分の駐車場増設を図るもので、転用計画は適当であるものであると思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、敷地外への土砂等の流出を抑制するため、農地隣接部分にブロック2段積みをするるとともに、碎石舗装により雨水等を自然浸透させます。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当しますが、申請地は既存の駐車場に隣接していることから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

古川 委員

議長

葛山 議長

2番、古川和昭委員

古川 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

9月28日に事務局において、申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積976平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は、事務局説明のとおりです。

審査会において、施行後は、申請地と病院との往来の際には、横断歩道を活用するように周知徹底すること、許可後は速やかに着工し、駐車場使用後に完了報告書を提出するよう指導しました。次に、土地利用計画図において、出入り口付近の柵等の記載がない点について確認したところ、単管パイプによる柵の設置をするとのことであったため、土地利用計画図の差替えを指導し、本日、差し替えられた土地利用計画図を確認しました。最後に、道路河川整備課より、工事車両の通行には十分注意すること、出入り口部分の側溝の横断グレーチングへの布設替えを検討願いたいこと、開発指導室より、コンテナ等の建築物は原則建設できない旨の通知があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑1筆、面積210平方メートルの内200.74平方メートルです。

転用計画は、使用貸借による分家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は結婚を機に、今後は親の面倒を見るためなど、実家の近隣に分家住宅を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。

周辺農地への被害防除につきましては、隣接農地との境界にブロック2から3段積を設け、土砂等の流出を抑制するとともに、敷地内に浸透柵を設置し、雨水等の流出抑制を図ります。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径500メートル以内に教育施設等が2つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入れで賄い、自己資金分として手付金の支払い済み領収書により、借入金

は事前審査結果通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当するため、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

葛山 議長 4番、鈴木一男委員

鈴木 委員 議案第1号農地法第5条の規定に伴う許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。

9月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積210平方メートルの内200.74平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、前面道路は駅も近く、交通量も多いことから、工事期間中等は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、完成後は工事完了報告書の提出及び地目変更をすること、なお、完了予定日までに終わらない場合は、事前に理由書及び行程表を提出するよう指導しました。最後に、前面道路の拡幅工事と分家住宅の建築時期について確認したところ、拡幅工事は10月中旬より始める見込みで、住宅の建築も転用許可が下り次第、進めていくとのことでした。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3でございます。

申請地は、畑3筆、合計面積1,862平方メートルの内600.41平方メートルです。

転用計画は、賃借による店舗拡張用地です。

申請理由は、譲受人が経営するコンビニエンスストアが老朽化し、駐車スペース等が手狭になったことから、店舗の建替えと敷地の拡張を図るもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、隣接農地との境界に鉄金コンクリート土留めで土砂の流出を抑制し、敷地内にレインシューター及びグレーチング側溝を設置することで雨水の流出を抑制します。また、街灯の向きを調整することで、農作物に影響を与えないような計画とします。

農地区分は、半径1キロメートル以内に駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性として、既存の施設の拡張であるため、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により、確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当するため、開発行為許可申請書により申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

葛山 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第1号農地法第5条の規定に伴う許可申請について、審議番号3の調査報告をいたします。

9月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑3筆、合計面積1,862.35平方メートルの内600.41平方メートルの梨畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、前面道路は非常に交通量が多いことから、工事期間中等は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書の提出及び地目変更するよう指導しました。次に、駐車スペースが2種類あることについて確認したところ、店舗前は基本サイズにしているが、緑地帯付近には環境が良いことから、なるべく多く駐車できるような設計になっていること、駐車台数を抑え店舗前のスペースが広く取られている理由について確認したところ、車両等の転回スペースを大きく取り安全性を高めるためのものであることを確認しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 葛山 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。
- 葛山 議長 続いて、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。
- 葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
- 山田主任主事 議長
- 葛山 議長 山田主任主事
- 山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。
- 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。
- 申請地は、畑3筆、合計面積1,624平方メートルです。
- 本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。
- 買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。
- 買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。
- 以上です。
- 葛山 議長 現地調査の報告を求めます。
- 鈴木 委員 議長
- 葛山 議長 鈴木吉夫推進委員
- 鈴木 委員 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。
- 申請地は、畑3筆、合計面積1,624平方メートルの普通畑でした。
- 本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買い取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買い取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま。
- 皆様のご審議の程よろしく願います。
- 以上で報告を終わります。
- 葛山 議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。
- (「なし」との声多数あり)
- 葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。
- それでは、採決をいたします。
- 議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。
- 葛山 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

報告第1号から第3号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について8件の計10件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第3号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員及び事務局において現地調査を行ったところ、雑種地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

葛山 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分



以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年10月15日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山 繁隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭